

(別添) 工事入札の落札候補(予定)者通知後の辞退における指名停止緩和について

平成28年4月1日のお知らせ「工事入札の落札候補(予定)者通知後の辞退における指名停止緩和の変更について」により、工事の入札において、落札候補者等が落札者となることを辞退した場合の指名停止の緩和を行ったところですが、再度入札制度の試行にあたり、令和4年7月26日以降に公告又は指名する工事から次のとおりとします。

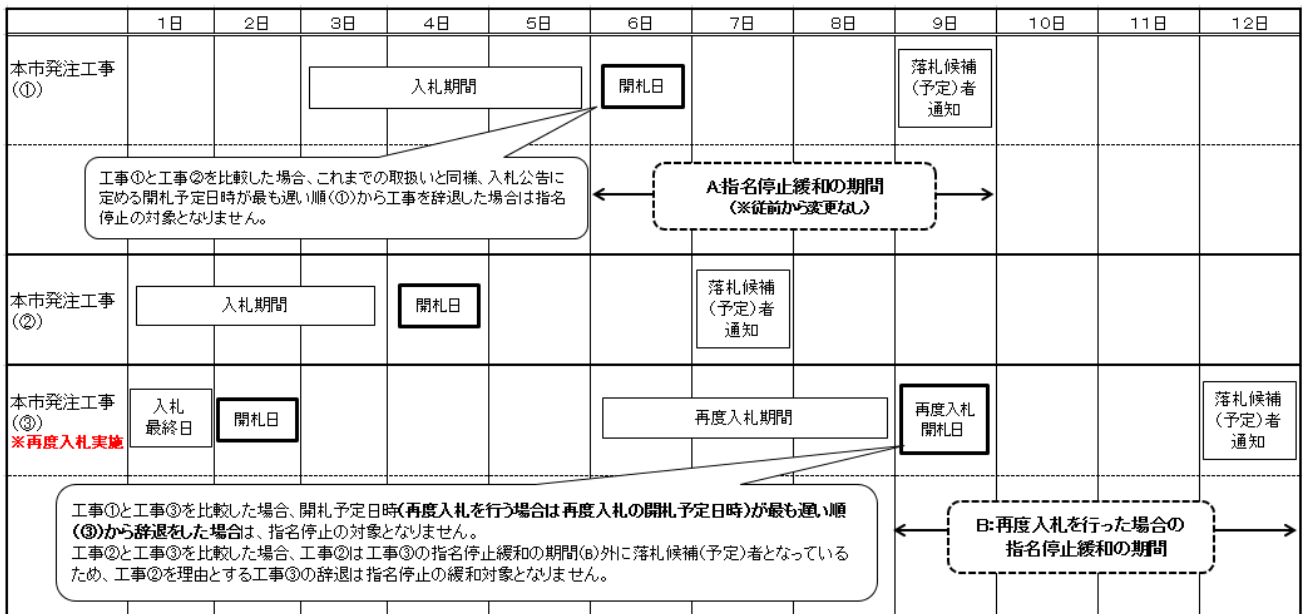
1 指名停止緩和期間について

工事の入札において、落札候補者等となった工事(以下、「落札候補工事」という。)の開札日から落札候補(予定)者通知日までの間に、他の本市発注工事の入札の落札候補者等となったことにより、落札候補工事の落札者となることを辞退する場合には、指名停止の対象としていませんが、**再度入札が行われた場合、上記開札日は「再度入札の開札日」と**します。

2 落札候補(予定)者辞退順について

辞退順について、入札公告又は指名通知書に定める開札予定日時の最も遅いものから順に行う必要がありますが、**再度入札が行われた場合、上記開札予定日時は「再度入札の開札予定日時」と**します(落札案件の選択はできません。)

【参考】令和4年7月26日以降公告分の辞退の取扱例(スケジュールは一例です。)



3 注意事項

- (1) 落札候補工事の一般競争入札（条件付）における資格確認書類を既に提出している場合は除きます。
- (2) 政府調達協定（WTO）対象工事を除きます。
- (3) 疑義申立てにより落札候補（予定）者通知が遅れた工事において、当初に配置を予定していた技術者が既に他の工事に従事してしまい代替がきかないことによる辞退の場合は、横浜市指名停止等措置要綱運用基準の「要綱別表2 関係」の「13 不正又は不誠実な行為」の「(3) 入札等における不正又は不誠実な行為」のアに定める「正当な理由」に当たるものとして指名停止の対象としません。
- (4) 総合評価落札方式対象工事で、再度入札が行われ、落札候補者等となった場合には、再度入札を実施するか否かを問わず、**当該工事の当初入札期間最終日の翌開庁日から、落札候補（予定）者通知日までの間**に他の本市発注工事の入札の落札候補者等となったことにより、総合評価落札方式による工事入札の落札者となることを辞退する場合には、指名停止の対象としません。